

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業 - 福祉タクシー）

令和5年8月1日

（名称） 茅ヶ崎市地域公共交通会議

（代表者名） 会長 岡村 敏之

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和5年度 福祉タクシー車両導入促進計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

高齢者、障害者、傷病者、車イス利用者、ベビーカー利用者及び妊婦等が快適に公共交通を利用できる環境の整備を目的とする。このためには、タクシー事業者と連携し、福祉タクシー車両の導入を促進する必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

現在市内では、4社のタクシー事業者が営業しており、心のバリアフリー等に関して、乗務員の待遇向上を図っている。

今回、車両についても、福祉タクシー車両を導入することで、さらなる交通環境の向上を目指す。今後も導入を促進する。

（2）事業の効果

福祉タクシー車両を導入することにより、高齢者、障害者等の移動円滑化及び外出機会の創出が図れるとともに、自家用車を利用していただ方がタクシー利用に移行することも見込まれ、公共交通利用者の増加が期待される。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：（補助対象事業者）

（内容）

福祉タクシー車両の導入3台：（小和田交通株式会社1台、有限会社香川第一交通2台）

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）

小和田交通株式会社、有限会社香川第一交通：身体・知的・精神 各1割引

（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈実施事業者（補助対象事業費）における特定地域での減休車の状況について〉

茅ヶ崎市は県央交通圏にあたり準特定地域にあたるため記載なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和5年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー 一車両導入	8,724 千円	1,800 千円			6,924 千円
	100%	20.6%			79.4%
※総事業費については見込み額を記載。					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和5年度				令和 年度				令和 年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシー車 両導入促進計画	交付決定後着手3台 ●————● 2月29日完了予定											

7. 協議会の開催状況と主な議論	
令和5年7月26日：茅ヶ崎市地域公共交通会議の委員で書面協議	

8. 利用者等の意見の反映	
地域公共交通会議の市民委員より、導入事業者の負担がかなり大きく負担軽減のため、市としても社会福祉協議会や高齢者、障がい者等の利用施設と連携し、利用促進を図るよう努められたい旨、ご意見がありました。	

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	神奈川県県土整備局都市部交通企画課
関係市区町村	茅ヶ崎市（都市部、建設部、福祉部、市立病院）
交通事業者・交通施設管理者等	一般社団法人神奈川県バス協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会相模支部茅ヶ崎地区会、神奈川中央交通株式会社、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社、神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、県土整備局藤沢土木事務所、神奈川県警茅ヶ崎警察署
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会、公募による市民、東洋大学教授

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

（所 属）茅ヶ崎市都市政策課

（氏 名）奥野 圭一

（電 話）0467-81-7181

（e-mail）toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp